

議員（氏家 法雄）

2番、氏家 法雄です。

本日は、防災について7点質問させていただきます。

9月1日は関東大震災から100年の日となり、防災の1日は各地で慰霊の式典や訓練が行われたと言います。

1日のNHKの報道では、当時、栃木県那珂川町で震度5の地震の被害にあった106歳の女性がNHKの取材に応じ、「みんなが震災を忘れないよう、定期的に昔の話をして地震に備えて欲しい」と訴えました。現在106歳のこの女性は6歳の時に関東大震災を経験しましたが、過去の教訓から学び続けて欲しいとの訴えです。

また、近年では、生命や財産が脅かされている現状やその救援にあたっている救助隊、また、医療従事者の皆さんの精神的な負荷が大きな問題になっているとの報道もあり、心が痛みます。過酷な現場で常に緊張感と焦燥感を抱えながら身を粉にして働いて下さっている皆さんに心から感謝申し上げます。

そこで今回の一般質問では、本町の防災に関する7点について一問一答形式で質問致します。

まず1点目、町の施設における臨時閉館、臨時休校などの判断基準及び施設からの避難判断基準並びにその基準の周知方法についてお伺い致します。

高齢者保険課長（松浦 久美子）

氏家議員の町の施設における臨時閉館の判断基準及び施設からの避難判断基準並びに周知方法についてのご質問のうち、高齢者保険課が所管している施設について答弁をさせていただきます。

まず、高見及び佐柳診療所におきましては、医師と看護師が定期船で渡航して診療業務を行っており、定期船が強風等により欠航した場合に臨時休診としております。その場合は、出張所より放送したり、看護師が個別に島民に連絡したりして周知を行っております。しかし、医師の判断で診療が必要である方がおられる時は、特別に船をチャーターして渡航し、お宅に訪問して診療しております。

次に、高見いこいの家と佐柳いこいの家、介護予防拠点施設（四箇地区いきがい健康館）は、警報が発表された時に臨時閉館しており、開館していた場合は、警報が発表された時点で臨機応変に判断し、帰って頂くようになります。

次に、生活支援ハウス（ほのぼの荘）は、入居施設でありますので臨時閉館することはございませんが、避難の判断基準は、指定管理者である社会福祉法人 多度津福祉会において災害対策本部が開設され、潮の状況で判断するようになっており、日頃から天候不順時には、口頭により周知しております。以上、答弁とさせていただきます。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

氏家議員のご質問のうち、健康福祉課が所管している施設につきまして答弁をさせていただきます。

まず、健康センターにおきましては、午前6時半の時点で、種類に限らず警報が発表されていた場合に、全館臨時休館としております。利用者への周知につきましては、出入り口に休館のお知らせを掲示するほか、あらかじめ利用予定を把握している方に対しましては個別に電話等でお知らせしております。加えて、健康センター行のマイクロバスをご利用の方が休館を知らずに停留場所にお出でになっていないかの確認を町社協職員が巡回して確認しております。

健康センター敷地内にある子育て世代包括支援センターにおきましても同様の基準で臨時休館とし、利用のご予約がある方には、健康福祉課職員が8時までには個別に連絡をしております。

また、放課後児童クラブでは、教育総務課が学校の臨時休校を決定した段階で休所と判断しております。周知方法は、健康福祉課から利用児童の保護者に対しまして、一斉メールでお知らせしております。

また、利用中に警報が発表された場合は、保護者に連絡し、お迎えに来て頂くようお願いしており、最後の1人が帰宅したことを確認したのち閉所しております。

因みに、本町の保育所につきましては、全て民間であるため、それぞれにおいて判断基準を設けており、基準時刻はまちまちですが、全ての保育所で登所時間に警報が出ている場合は休所としており、連絡方法は保護者への一斉メールを利用しているとのことです。以上、答弁とさせていただきます。

建設課主幹（喜田 浩希）

氏家議員のご質問のうち、建設課が所管している施設について答弁をさせていただきます。

堀江公園の有料となる施設である「いこいの家」、テニスコートの利用について、気象警報発表等により施設を休場とする判断基準を設け、運用しています。

具体的な判断基準につきましては、午前8時、町内全域に各特別警報、大雨・洪水警報、暴風警報が発表されている場合は、午前中まで臨時休場とし、正午までにその警報が解除された場合は、施設・設備の損傷状況を確認し問題がなければ開場としています。また、正午になっても警報等が継続して発表されている場合は、閉場時刻の21時まで臨時休場としています。

警報以外では、震度4以上の地震が発生した場合、津波に関する情報及び施設・設備の損傷状況を確認し、開場の可否を判断することとしております。

また、警報発表、震災以外でも非常変災その他緊迫の事情による場合や大雨警報、洪水警報のみの発表により被害を受ける可能性がある場合で、公園利用者に危険が及ぶ恐れがある場合や周辺道路の冠水による交通事情の悪化、公園利用者の往来に支障を来すと判断する場合には休場する場合があります。

連絡方法は、指定管理者の（公財）多度津町文化体育振興事業団より担当課である建設課へ報告を受けております。

周知につきましては、（公財）多度津町文化体育振興事業団ホームページでのお知らせと公園の有料施設を使用する場合、使用する前日までに施設の使用についての申請が必要となっておりますので、申請者へ連絡するとともに施設に臨時休場のお知らせを掲示し、対応しております。以上、答弁とさせていただきます。

教育総務課長（竹田 光芳）

氏家議員のご質問のうち、教育総務課が所管している施設について答弁をさせていただきます。

多度津町立学校及び園においては、午前6時に警報が発表されている場合は、自宅待機となります。6時30分までに警報が解除されますと登校、登園を決定します。

ただし、給食の判断を6時にするため、午前授業となります。

9時までに警報が解除されない場合は、幼稚園、小学校は休校を決定します。10時までに警報が解除されない場合、中学校の休校が決定します。

幼稚園、小学校においては9時、中学校においては10時までに警報が解除されますと登校、登園を決定します。

また、6時までに今後警報が出る可能性があることを気象庁から連絡があった場合は、6時に警報が発表されたと見做して行動しています。

なお、局地的な大雨等があった場合は、無理して登校せず、安全を確認してから登校するよう各園及び学校から連絡しています。

この基準に関しましては、年度初めに保護者へ文書でお知らせするとともに雨の時期の前に再度お知らせをしています。また、台風等で事前に予想される場合は、保護者メールを用いて注意喚起を行っています。以上、答弁とさせていただきます。

生涯学習課長（谷口 賢司）

氏家議員のご質問のうち、生涯学習課が所管している施設について答弁をさせていただきます。

指定管理者である公益財団法人 多度津町文化体育振興事業団が管理している町民会館、資料館、図書館、公民館、スポーツセンター、温水プールにあっては、これまで臨時休館の判断基準が定まっておらず、各種気象警報が発表された後に同事業団と教育委員会が協議し、その都度対応を決定しておりました。

しかし、昨今の異常気象の影響により気象警報が早期に発表されたり、本町から川上側の市町で降った大雨の影響で、河川の増水が早まったりするなどの状況がみられ、利用者に帰宅困難などの不都合が生じる可能性があるため、各施設長の判断で臨時休館を決定することが出来るように、同事業団、教育委員会及び総務課で協議調整を行い「気象情報等による臨時休館判断基準」を8月1日付で定め、当該施設及び町ホームページに掲載致しました。

なお、町の例規上は、資料館及び図書館にあつては、各館長が開館時間の変更や休館について判断出来ることになっておりますが、その他の施設については、教育委員会が判断することになっております。

しかし、同判断基準を定めるにあたり、前述のとおり同事業団と教育委員会等が事前協議を行い、意思統一を図っているため、例規の修正を行わずに運用していくことは可能だと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（氏家 法雄）

色々質問したいところがございますが、要望として一言述べさせていただきます。高齢者保険課の方には、入居施設、こちら海岸沿いに集中しているところもありますので、津波対策の方は、これからもしっかり行って頂ければと思います。また建設課の方には、被災後の安全確認、倒木ではないものの倒木しそうな樹木なども考えられますので、こちらの方も見落としのないよう配慮をお願い致します。また、健康福祉課、教育総務課、生涯教育課の方にはお願いしたいところなのですが、確かにメールは若い世代にとっては有効な伝達ツールかと考えられます。ですので、例えば社協職員による足を使った巡回、非常に有効な手段だと感心しましたが、職員の安全確保も課題になってまいります。こちらの安全確保の体制、報告連絡体制、今一度見直しの方、お願い申し上げまして、次の質問に移らせていただきます。災害情報は、迅速に住民に届き、理解してもらわなければ効果はございません。そこで2点目は、Jアラートによる放送や広報車での周知以外にどのような情報伝達が考えられているのか。また、どのような住民誘導方法が考えられているのか、お伺い致します。

総務課長（泉 知典）

氏家議員のJアラートによる放送や広報車による周知以外の情報伝達及び住民の誘導方法についてのご質問に答弁をさせていただきます。

災害による被害を最小限にとどめるためには、災害に関する重要な情報を確実、かつ、迅速に住民に伝えることが必要であると考えております。

本町におきましては、防災行政無線の放送や広報車による広報に加え、防災行政無線の放送を確認することが出来る「防災行政無線放送内容確認ダイヤル」や町ホームページへの防災情報の掲載、香川県防災情報システムを利用したテレビ・携帯電話・インターネット等への避難情報等の配信など複数の手段により情報の伝達を行っております。

また、県が運営する気象情報や避難情報など防災に役立つ情報を掲載している「かがわ防災ウェブポータル」や「香川県防災ナビ」のアプリなどについては、冊子や広報誌等を通じて普及啓発に努めております。

次に、住民の誘導方法につきましては、警察、消防機関、自衛隊等防災関係機関や自主防災組織等の協力を得て避難誘導に当たることとしており、災害の情報や現場

の状況等から避難経路や避難方法等を的確に判断し、誘導を行うこととなりますが、災害の発生により消防などの行政機関も被災し、災害対応に支障を来すことや危険が迫っている状況においては、消防や行政機関の助けを待っているのは命の危険にさらされることも考えられます。

そのため、平時から災害時の避難方法等を決めておくことが重要ですので、令和2年度に配布致しましたハザードマップや防災の冊子を参考に最適な避難所や危険箇所、避難経路の確認をして頂きたいと考えております。

今後におきましても、住民の皆様いきめ細かく情報を伝えることが出来るよう、災害情報伝達手段の多重化・多様化を検討するとともに防災訓練等を通じて、災害に対する防災意識の向上を図ってまいります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（氏家 法雄）

今、様々な情報伝達手段の整備、また、香川県との協力、香川県による情報伝達ツールの現状のご報告がございました。ただ、大切なことは日頃からのこうしたツールがあることの認知度の向上、活用、アクセス出来る本人の意識がなければ、道具があっても避難が出来ないというのも一方の現状です。そこで再質問させていただきます。本町住民に対するこうしたツールに対する習熟度向上のための取組は、現在ございますでしょうか。お願い致します。

総務課長（泉 知典）

氏家議員の再質問に答弁をさせていただきます。

先ほどの情報ツールにつきましては、確かに我々が出来ることとしては、広報とホームページ、その他ございますが、今1番ということを考えておりますのは、防災訓練を行うことによってこういうツールがあるということを伝えていくことが重要だと考えております。なかなか住民の方と接することは非常に難しいので、今言った内容では十分でないということは理解しております。そのために、今までコロナウイルスの関係がございまして、ここ3年・4年近くは防災訓練等が行われておりませんでした。しかしながら、今年度11月には、豊原地区で防災訓練等も計画しております。そういうことを繰り返すことによって、そういう周知をしていくこと。また、自主防災組織が町内には19組織ございます。そういうところの連絡協議会もございます。そのとき折々にそういう風な周知を出来るだけ地域の方に周知することをお願いしていく、そういう繰り返しが大事だと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（氏家 法雄）

コロナが明けまして、これから住民との協働による防災対策が始まっていくことが予想されます。被災地の自治体職員から話を聞きますと、我々と言いますか行政が計画している防災計画と、実は必要とされるものの乖離が指摘されております。こうした訓練を取り組んでいかれる中で、本当に必要な防災体制っていうものをこ

れからしっかり構築していったらいいと思います。

そこで、3点目の質問に移ります。3点目は、ひとたび災害が発生しますと個人の力だけでは対応出来ません。ニュースなどを参照しますと、復旧に向けた作業を行うために、その物件の所有者以外の人力や大型重機など活用して行われています。そこで3点目は、災害発生時には、自助、共助、公助とよく言われておりますが、町の自助、共助、公助の考え方、また、その普及対策についてお伺い致します。

総務課長（泉 知典）

氏家議員の町の自助、共助、公助の考え方及びその復旧対策についてのご質問に答弁をさせていただきます。

災害時における被害を軽減するための対策を考える上で、災害に備えて、自分で出来ることを考え、対策する自助、地域での助け合いや避難所の運営に協力するなど、相互に助け合う共助、平素から防災に対する啓発、準備、整備を進め、災害時には的確な災害対策ができるように努める公助などが、基本的な3要素とされており、多くの方が災害を理解して被害を予測し、災害対策に取り組んでおります。本町におきましても、住民の安全と安心を確保するため、災害時には住民、地域、行政の力を結集出来るよう、多様な視点から災害対策等に取り組んでおり、自治会や自主防災組織、地域支援者と協力し、避難支援を必要とする避難行動要支援者への避難支援体制の整備など仕組み作りに努めております。

次に、災害復旧につきましては、自然災害により住宅に被害を受けた町民の方に早期復旧と被災者の生活再建を支援するため、災害見舞金を支給することとしております。また、公共の道路等に堆積した瓦礫や土砂の除去作業などにつきましては、基本的には公共工事として実施することになりますが、過去に被災した事例では、近隣の住民の方やボランティア等のご協力を受け、早期に復旧した事例などが多く見られることから、災害の発生後において生活環境の早期回復を進めるためには、被災者自身が住民同士の協力、行政による推進と支援など、自助、共助、公助が一体となって取り組むことが必要であると考えられます。本町におきましても被災者の生活再建や災害により社会経済活動が低下する状況を踏まえ、可能な限り迅速、かつ、円滑な復旧を図るための体制の整備等を検討してまいります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（氏家 法雄）

今、自助、共助、公助についての考え方を伺いました。今一番弱くなっているのが、共助の部分ではないかと思えます。ただ、その一方で東日本大震災などを参照しますと、自助、共助による美談が優先され、公助が後回しになっている。これが我が国の防災の歴史ではないかと思えます。現実には国家規模での防災予算の先細りも懸念されているところです。本町では、自助、共助にフリーライドする形ではなく、しっかり支えていけるような防災対策の構築を今一度、お願いしたいと思

ます。

そこで、次の質問に移ります。被災地のニュースでは避難所で疲れ切り、不安気な顔した住民の様子が多く見られます。避難所では住環境に多少の辛抱が必要であることは理解出来ますけれども夏季・冬季の室温管理や水洗トイレなど避難されている方々の身体的、精神的な負担を少しでも軽減する取組が必要不可欠になります。そこで4点目は、過去5年間に使用された避難所にはエアコンや水洗トイレが整備されていたのか。また今後追加して整備される可能性のある避難場所の環境状況についてお伺い致します。

総務課長（泉 知典）

氏家議員の避難所の設備及び避難場所の環境状況についてのご質問に答弁をさせて頂きます。

現在、本町では避難所を12箇所整備し、災害の状況に合わせて運用しております。過去5年間に5箇所の避難所を運用しており、エアコン設備につきましては2箇所、水洗トイレにつきましては、全ての施設で整備されております。

次に、今後追加して設置される可能性のある避難場所の環境状況につきましては、現在、町内には個人宅を除く49箇所の緊急避難場所を指定公表しております。現段階では追加の予定はありませんが、河川の決壊や地震による津波など切迫した状況から一時的に避難する場所として適した施設や場所を引き続き検討してまいります。以上、答弁とさせて頂きます。

議員（氏家 法雄）

過去5年間での5箇所の実績報告を伺ったところでございますが、町での避難場所は12箇所とございました。こちらでのエアコン、水洗トイレの現状と追加の計画がございましたら再質問させて頂きたいのと、もう一つは、水洗便所はあるけれども災害時、断水が必然とされます。水が流れない状況での対応はどうなっているのか、お伺い出来ればと思います。

総務課長（泉 知典）

氏家議員の再質問に答弁をさせて頂きます。

避難所と避難場所はちょっと定義が違いまして申し訳ございません。避難所が12箇所ございます。ここにつきましては、主には全て申しますと多度津町リサイクルプラザ、県立多度津高等学校、多度津小学校、多度津中学校、豊原小学校、豊原幼稚園、四箇小学校、多度津町町民健康センター、白方小学校、高見島研修センター、佐柳いこいの家、佐柳本浦住民会館、この12箇所となっております。エアコン設備につきましては、各学校の場合は体育館を使用しますので、その場所にはエアコンはございません。ただ緊急の場合とかは、例えば多度津中学校とかの場合は、その下の和室のところに、エアコンが常備されてる部屋がございますので、緊急を要する方はそういうところに移動して頂くということも可能でございます。その他

の水洗トイレにつきましては、もし使えない場合は、簡易トイレというのを数は忘れましたが、それも各避難所に常備してあります。何百人も使えるものではございませんが、取りあえずその場所にもそういう風なものを確保しておりますので、数につきましては今後、必要があれば、増やしていきたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（氏家 法雄）

確かに体育館に空調設備がないことは理解出来るんですが、特に冬場、ストーブでしのげるところは了解するものの、夏場でしたらスポットクーラー等の整備が必要かと思っておりますので、こちらのご検討をお願い出来ればと思っております。

それでは、5点目の質問に移らせて頂きます。本町で想定される災害は大雨や暴風に関する事象だけでなく、南海トラフ地震など地震に関することもございます。異常気象に伴う災害に係る災害対策と地震に関する対応では、行政が行うべき対応が異なってまいります。そこで5点目は、気象に関する災害対応と地震に対する災害対応で、大きく異なるであろう行政の対応及び避難所で想定されるトラブル等を未然に防ぐ方策について、お伺い致します。

総務課長（泉 知典）

氏家議員の災害の種類により異なる行政対応及び避難所で想定されるトラブル等を未然に防ぐ方策についてのご質問に答弁をさせていただきます。

本町では、災害対策基本法第42条の規定に基づき、災害時における町民の生命、身体及び財産を保護するとともに、災害による被害を軽減するための弔慰金に係る災害予防、災害応急対策、災害復旧等に関し、多度津町地域防災計画を定め、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図っております。多度津町地域防災計画では、一般編、地震編、津波編等で構成しており、台風、大雨等を原因とする風水害のように予知し得るものと、地震や大火等のように予知し得ないものがあり、本町の気象、地勢、その他、地域の特性によって起こりうる災害の危険を想定するとともに国の基本計画や香川県地域防災計画との整合性を図り、作成しております。そのような経緯から災害予防、災害応急対策、災害復旧等、それぞれに幅広い対応があり、災害応急対策を例に挙げますと、職員の初動体制や災害に応じた避難情報の発令基準、災害による被害の対応などが大きく異なっております。

次に、避難所で想定されるトラブル等の予防対策につきましては、本町では、災害時に、自治会、自主防災組織等の地域住民や施設管理者と町が協力して、避難所を運営するための基本的な事項を掲載した多度津町避難所運営マニュアルを作成し、町ホームページに公表しております。そのマニュアルにおいて避難所には運営方法等をまとめる避難所運営委員会を設置し、避難所におけるルールの設定や避難者の多様な意見が反映出来るように配慮するなど避難者同士のトラブル等が発生しないよう、状況に応じて対応することとしております。以上、答弁とさせていただきます。



議員（氏家 法雄）

マニュアル等整備のご説明を頂きましたが、大切なことはマニュアルの理解と応用に掛かって来ると思いますので、こちらも防災訓練なんかをやる中で、しっかり行って頂きたいと思えます。

その上で、一つ再質問させていただきます。先日ある自治会の方とお話をしてたんですけども、自主防災組織、自治会単位で防災訓練などを行いながら避難されるかと思うんですけども例えばサイクルプラザへ、ある地区の方が逃げる場合、避難経路の都合上、他の自治会との衝突と言いますか、一緒になる可能性があります。スムーズに町民の避難を考えますと、1自治会単位、1防災組織単位での運用というものは限界が見えてきます。広域的なスムーズな動きがとれるような取組・配慮についてお伺い致します。

総務課長（泉 知典）

氏家議員の再質問に答弁をさせていただきます。

有事の際、主にこの想定は大雨というよりは、地震のことを想定していると認識しております。先ほど申し上げました例えばサイクルプラザの場合は、避難所ではございません。あくまで避難場所ですので、一時避難です。これはどういうことかと言いますと、地震で倒壊があった場合、大規模な津波が発生する恐れがあった場合に、一時的に自分の命を守るために避難するものでございます。当然、自治会単位で避難することは有効だと思いますが、自治会のみならず、自身の判断をもって行うことが大切だと考えております。そういうような場合は、逆に広域的な指示のもとで動くというよりは、個々の判断、まず狭いコミュニティで判断して頂いて、近所の方とか、そういう事を踏まえて、ここへ逃げるべきだっというのを伝達とかして頂くことが、私は大事なのではないかなと考えております。もちろん、広く周知出来ることがあれば、それは周知することには問題はないのですが、あくまで避難場所へ行くということは緊急を要すること。急いで自分の命を守ることが重要だと考えますので、地域、近所の方とかと1番近い、より安全であるという避難場所に一時的に避難をして頂ければと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（氏家 法雄）

確かにおっしゃるとおり、個人の判断が最優先されることは理解出来ますが、恐らくそれが津波の際などは経路が集中することが考えられますので、そこに対する配慮・取組は、避難誘導ってことではございませんが、必要になってきますので、こちらの整備の方はお願いしたいと思えます。

そこで、次の質問に移らせて頂きます。災害と外国籍の住民の関係についてです。多文化共生と言われて久しくなりますが、ちょうど100年前の関東大震災では、流言飛語と人種差別に起因する朝鮮半島の人々への虐殺が横行されたと記録されています。しかし、近年、その記録が忘れ去られようとしている風潮も強くございまし

て、SDGsなどの目標10「人や国の不平等をなくそう」というテーマに逆行する動きがあり、歴史に学ぶことの出来ない不幸な現在ではないかと私は認識しております。

さて、流言飛語に扇動されたのは一般民衆には留まりません。近代日本思想史上のチャンピオンと言ってよい和辻哲郎という碩学ですら「朝鮮人が来るなら来てみろ」と殺戮を準備したと日記に書き留めております。

香川県に注目するならば、不幸な福田村事件、こちらも起こっております。

香川県歴史教育者協議会の石井さんの指摘によりますと「行商団の一行が話す方言（讃岐弁）が千葉県の人には聞き慣れず、ほとんど理解出来なかった」などを理由に朝鮮人と見做され、一連の大量殺戮が起こったと報告されております。

こちらは9月に劇映画『福田村事件』として公表されておりますので、ぜひ御覧頂きたいと思います。

本町では、製造業や農漁業を中心にベトナムや中国をはじめ多様な外国人が活用される地域で、人口減少など様々な問題を抱えながら、その解決には外国人人材の活躍が必要不可欠な地域でもございます。

そこで6点目の質問です。外国籍の住民に対する防災上の情報提供や避難場所での受け入れ体制は、どのように整備されているのでしょうか。お願い致します。

総務課長（泉 知典）

氏家議員の外国籍の住民に対する防災上の情報提供及び避難場所での受け入れ体制の整備についてのご質問に答弁をさせていただきます。

本町におきましては、外国人の方を対象とした災害に関する日頃からの備えや災害時のとるべき行動をまとめた「防災のしおり」と「ハザードマップ」の英語版とやさしい日本語版を作成するとともに町ホームページに掲載し、情報提供等を行っております。

次に、避難所での受け入れ体制につきましては、現在は、外国人対応に役立つツールなどは設けておりませんが、多言語音声アプリ等を利用して対応するとともに、多度津町避難所運営マニュアルにおいて、専用のスペースを確保することとしております。本町におきましても避難所での外国人対応に役立つツールなどを研究するとともに、自治会や自主防災組織、地域の支援者等と協力し、被災した外国人を円滑に受け入れられるよう体制の整備を検討してまいります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（氏家 法雄）

例えば今、ご回答頂きましたけれども、日本語と英語という状況を考えると、まだ開発途上というのが現状という理解になりますけれども、そこでも多言語音声アプリ等を利用して対応するとともに、多度津町避難所運営マニュアルにおいて、専用のスペースを確保することとしておりますとございますが、こちらの現在の状況

をお伝え頂けますでしょうか。再質問です。

総務課長（泉 知典）

氏家議員の再質問に答弁をさせていただきます。

マニュアル等において専用のスペースを確保することと申しましたが、今現在は、そういう状況がございませんので、実際にどうあったかということは、ちょっと申し上げることが出来ません。あくまでそういう事案が発生したときに、色々あるんですが例えば、小さなお子さんがいる世帯であるとか、乳飲み子の赤ちゃんとかがいる時には、そういう一般的な大きな場所においてもパーティションで隔離と言いますか、一応、仕切りを作って、そういう風なことを、個人を保護するという観点ではパーティションを準備しております。そういうようなこともありまして、外国人の方を隔離というのはございません。あえて、そういう方を混ぜるというよりも同じ外国籍の方、同じ地域の国の方がおられれば、そのコミュニティに近いような状況で、その一部の方に専用の場所を用意するという考えでございます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（氏家 法雄）

外国人のこうした防災対策に関しましては、先進事例が数多くあると思いますので、こちらの方、また学んで頂ける中で、多度津町の状況の改善の方をお願いしたいと思います。

そこで7点目の質問です。前述のとおり関東大震災での朝鮮人の虐殺や、そして先の東日本大震災でも「〇〇人が被災中のスーパーで窃盗している」といった流言飛語やデマが多発しましたが、その再発防止について本町ではどのような対策を行っているのでしょうか。

町長には概要と展望をお伺い致します。また、外国籍の方の多くは造船業などに努めていらっしゃる方が多くいます。産業課ではどのような関わりや指導があるのでしょうか。また本町での人権啓発などの実際を住民環境課の方にお伺い致します。

町長（丸尾 幸雄）

氏家議員の災害時におけるデマなどの発生に対する対策の概要と展望についてのご質問に答弁をさせていただきます。

大規模な災害発生直後は誰もが不安であり、冷静に落ちついて行動することが困難な上、誰もが情報を欲しがっている状況です。そのような状況の中では、普段では信じる事が出来ないような不確かな情報や噂などを信じてしまい、さらにその情報を周りの人にSNSなどを通じて広めてしまうことから発生すると考えられます。そのため、普段の防災訓練や防災の勉強会などで、不確かな情報等を拡散することは人々をさらに不安にさせ、災害以後の迅速な応急対応や復旧作業に大きな支障を来すことにも繋がりがねない行為であることを引き続き、啓発をしてまいります。さらに、災害発生時に不確かな情報やデマ等が拡散することを防ぐために

は、行政から正しい情報を積極的に発信していくことが重要であると考えておりますので、情報伝達の手段や方法、また、外国の方に対しては言語についても配慮することで、全ての人々に正しい情報が伝わるように、災害発生時の情報伝達についても引き続き検討してまいります。以上、答弁とさせていただきます。

産業課長（村井 崇一）

氏家議員の町内企業との関わりや資料についてのご質問に答弁をさせていただきます。

町内の造船業などの事業所における外国人差別の防止対策について多度津商工会議所に確認したところ、多くの外国人を雇用している某町内大手企業では、外国人差別に特化した人権教育は行っていないようであるとのことでした。一方、本町では企業における人権同和問題の正しい理解を深め、実践について研究推進協議を行う多度津町企業同和教育推進協議会が組織されています。このため、担当課が前述の企業に対しても同協議会への加入を促すことにより、さらなる企業同和教育の充実に繋がりたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

住民環境課長（石井 克典）

氏家議員の本町での人権啓発などの実際についてのご質問に答弁をさせていただきます。

様々な人権課題に共通して言えることは、人権侵害の要因の多くが誤った認識に基づく恐怖心や嫌悪感に基づくものであり、人権侵害は誰もが加害者、または被害者となる可能性があるものと認識しております。そのため、住民一人ひとりが、人権尊重の理念や様々な人権課題に対して正しく理解し、行動が出来るための人権教育や人権啓発が重要であると捉えております。関東大震災や東日本大震災などの未曾有の災害のみならず、新型コロナウイルス感染症など新たな感染症の発生時においても不安感や恐怖心などから、流言飛語や誹謗中傷が発生し、日頃、潜在している人間の攻撃性や差別意識が、有事の際に顕在化することは、歴史が証明していると言えます。災害等の有事の際は行政として正確な情報を迅速に収集し、正確な情報をいち早く広報車両やメディア、SNSなどで積極的に発信していくことが、流言飛語の発生を抑制する手段であると認識をしております。

氏家議員ご質問の本町での人権啓発でございますが、3年前のコロナ禍の際には、新型コロナウイルスの感染者やその家族、また、医療従事者などへのハラスメントが発生し、その対策としてノーコロナハラスメント啓発キャンペーンを行い、町長のメッセージ動画の配信を始め、町広報紙やホームページでの啓発に努めました。他にも機会を捉え、町広報紙やホームページなど様々な人権啓発の啓発記事の掲載を始め、今年度は6月に、2020年に実施致しました人権同和問題に関する意識調査の結果概要及び当該意識調査結果を基に人権啓発パンフレットを作成し、全戸配布を行っております。また、先月には関東大震災から100年を経過し、当時、災害直

後に発生した複合的な差別事件である福田村事件について、映画化によりマスコミにも取上げられる機会が増えていることもあり、8月の同和問題啓発強調月間に合わせて庁舎1階エントランスホールにて福田村事件に関するパネル展を行い、大震災直後の恐怖と混乱に伴う流言飛語による集団心理の恐ろしさ、また、部落問題や民族差別などについての人権啓発を行いました。また、本町を含めた仲多度郡3町で組織しております仲多度郡人権同和施策推進連絡協議会においても3町が連携して人権講演会や町職員の階層別研修などを実施しております。

しかしながら、ご質問の災害時を想定した人権啓発は、近年、実施出来ておりません。人権課題である高齢者や障害者、妊婦や外国人、また、性的少数者など災害時における人権に配慮した対応については、平常時の人権教育・啓発活動が重要であると考えておりますので、災害時などにおいて住民の方々が互いの人権を尊重し、多様性を認める行動がとれるための啓発を防災担当課とも連携をして検討してまいりたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（氏家 法雄）

夏目漱石に学んだ物理学者の寺田寅彦は、天災は忘れた頃に来るという言葉でつとに有名でございますが、大切なことは、平素からそれに対する防御策、これを講じていくことだと指摘しております。まだまだ本町における防災対策、外国人の災害対策、不十分なところは理解出来ますが、これまでも人権教育などを通じながら向上に努めていることも理解出来ます。

その上で、最後に伺えればと思いますが、今、この人権というキーワードが出てきましたけれども、町長は、この人権という概念について、どのようにお考えなのか、それで行政の方々は、それに対する啓発を行っているんですけれども、どのような社会を目指しているのか、最後にお伺いさせて頂く再質問とさせていただきます。

町長（丸尾 幸雄）

氏家議員の人権に対する私の考え方というのか、どういう捉え方をしているのかということについて答弁をさせていただきます。

この人権問題っていうのは、人権同和問題から始まって諸々の問題が提起されております。これはやはり、国民の基本的人権に基づく、その侵害ということになってきますので、これはどうしても防がなければいけないし、また、人権を尊重する上で、自分たちが、その人権を守っていく、そのためには人権教育を始め、これは子どもたちに対しても、また、町民の皆さんに対してもということでもありますけども、自分自身がそういう人権啓発ということを常に考えながら、頭に入れて、そういうことを行動に移していかなければいけないんじゃないか。人権に関することというのは基本的人権の尊重っていう憲法の中に明示されていることでもありますので、それを町民の皆さん、また国民の皆さんが肝に銘じて人権を守らなきゃいけない。尊重しなきゃいけない。そういうことが一番大事ではないか。そういうことが

欠けてるから福田村事件が起こり、また、コロナハラスメントが起こり、そういうことが未だに起こっている訳でありますので、そういうことが起こらないように、それは自分たち自身が心に深く刻んでいかなければいけないんじゃないかなと思っています。それが私の感想というか考え方です。以上で、答弁とさせていただきます。

議員（氏家 法雄）

今回の質問では、町の防災対策に関する現状と未来に備えていかなければならないポイントについてやりとりをさせていただきました。

最後に基本的人権の尊重に関しましては、性別の区別も国籍の区別もない形で、一人ひとりの人間が自分らしく生きていける社会、そしてそれと同じものを持った他者と一緒に生きていく社会、これを作っていかなければならないのではないかと考えさせられております。

このことに町と議会も共同して取り組み、多度津町らしい社会というのを作っていったらと考えております。

これにて2番、氏家 法雄、質問を終わらせて頂きます。有難うございました。